

建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する 許可基準

平成18年4月1日制定

建築基準法第51条の許可を要する産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設(以下「処理施設」という。)は、関係法令を遵守し、地域の環境に配慮するとともに、次の基準に適合しなければならない。

(立地)

- 1 処理施設は、工業地域又は工業専用地域に建築(「用途の変更」を含む。以下同じ。)することを基本とする。ただし、臨港地区内においては、港湾法又は横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例に適合しない処理施設は、建築しないこと。
- 2 処理施設は、住居系又は商業系の用途地域には、建築しないこと。
- 3 処理施設は、準工業地域又は市街化調整区域で、風致地区、地区計画区域又は建築協定地区が指定されている地区又は区域には、建築しないこと。ただし、地区計画又は建築協定において処理施設の建築を認めている場合は、この限りでない。

(周辺環境)

内陸部に処理施設を建築する場合は、原則として、学校、病院等に近接しないこと。

特に、100m以内に学校、病院等がある場合は、これらに著しい影響を与えないよう、十分な対策を講じること。

(道路、交通等)

- 1 処理施設から幹線道路に至る間の道路は、搬出入車両が安全にすれ違うことができる幅員を有すること。
- 2 処理施設の周辺道路の交通に支障が生じないように、対策を講じること。

(住民説明)

許可申請書の提出前までに周辺住民等に建築計画の内容を説明し、理解を得るよう努めること。